

ゲノムシークエンシング業務委託契約書（案）

一般財団法人マリンオープンイノベーション機構（以下「甲」という）とXXXXX（以下「乙」という）とは、甲が第1条に定める業務（以下「本業務」という）を乙に委託するにあたり、以下のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

（目的）

第1条 甲は、本契約に基づき、以下記載の本業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。
業務の名称：ゲノムシークエンシング業務委託

（委託業務の内容と実施期間）

第2条 本業務の実施期間は、本契約の締結日から令和8年2月27日までとし、実施内容の詳細は、別途作成する仕様書に定めるとおりとする。

2. 乙は、本業務の内容について改善・変更の必要があると認識した場合その他本業務の内容に疑義等を有した場合は、直ちに甲に通知し、甲の指示を仰ぐものとする。

（報告・履行状況の確認等）

第3条 乙は、第2条で定める実施期間満了日までに本業務の報告書を甲の指定する場所に納品するものとする。

2. 乙は、本業務の進捗状況等を確認するために甲が希望したときは、これに応じて、本業務の実施現場への甲の立会いを受け入れ、また本業務の進捗状況等について書面で甲に報告する。尚、甲が本業務の実施現場への立ち入りをする場合は、乙が保持する他の秘密事項につき、甲は配慮しなければならない。

（委託料）

第4条 甲は、本業務を処理するための費用（以下「委託費」という）として、金XXXXX円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額XXXXX円）を乙へ支払うものとする。

2. 前項の消費税は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規程により算出したもので、委託費に110分の10を乗じて得た額とする。ただし、消費税法等の改正等により委託費に乗ずる率を変更する場合には、甲乙協議の上、取引に係る消費税及び地方消費税の額及び委託費の変更を行うものとする。

3. 本業務の履行に際し、本契約の締結時点及び仕様書の作成時点において想定され得なかった、本契約及び仕様書に記載の内容以外の作業で本業務の履行に必要な作業が発生した場合、乙は、別途見積書を作成し、甲へ報告した後当該見積書の内容の承認を求める。甲の書面による承認が得られた場合、甲は乙に対し、当該見積書に記載の見積金額を、本条第4項に定めた支払方法により委託費とは別に、追加費用として支払うものとする。

4. 乙は、委託業務が終了したときは、本業務の報告書を、速やかに甲に提出しなければならない。甲は、乙から報告書の提出をうけたときは、速やかに内容を検査し、適合すると認めたときは、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

5. 甲は乙による本業務の履行が完了した後に乙が発行する請求書を受領した後30日以内に、委託費を乙の指定する銀行口座に振り込むことにより乙に支払う。振り込み手数料は甲の負担とする。

（表明保証）

第5条 乙は、次の各号に規定する事項を、甲に対し保証する。

(1) 本業務が本契約及び仕様書に従い、善良なる管理者の注意をもって適正に実施されたものであること

(2) 報告書に記載の内容に虚偽その他不正確な内容が含まれていないこと

(3) 甲による報告書の保持及び使用（開示、公表、複製、頒布、譲渡、貸与、翻訳、

改変、二次的著作物への利用その他情報及び著作物の利用にかかる一切の行為並びに当該行為の第三者への許諾を含む。以下同じ）が第三者の権利を侵害しないこと

（有効期間）

第6条 本契約の有効期間は、本契約の締結日から第4条に定める委託費及び追加費用の支払いが完了する日までとする。ただし、第7条（成果の帰属）、第8条（成果の公表）、第9条（権利義務の譲渡等）、第11条（守秘義務）、第13条（損害の賠償）、第16条（疑義の解釈）ないし第17条（合意管轄）は、本契約終了後も有効に存続する。

（成果の帰属）

第7条 本業務を履行後、乙から甲へ提出する報告書の納品時をもって、報告書の所有権及び報告書にかかる一切の知的財産権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ）は、甲に専属的に帰属する。甲は、乙から納品された報告書を時間、場所、方法その他一切の制限を受けることなく自由に保持及び使用することができるものとし、乙は、自己の従業員から著作権を取得するなどして、甲による報告書の自由な保持及び使用を確保するため、報告書の納品時までに必要な措置を講じるものとする。また、乙は、報告書にかかる著作者人格権について、自らこれを行使せず、またその著作者にこれを行使させてはならない。

2. 本業務の履行の過程において生じた一切の知的財産は、当該知的財産が生じたときをもって甲に専属的に帰属する。なお、乙は、かかる知的財産権が生じた場合、遅滞なくその内容を甲に書面により報告するものとし、甲から要請された場合、当該知的財産権について、乙の従業員等から乙への譲渡を証する譲渡証書及び乙から甲への譲渡を証する譲渡証書を無償で交付するものとする。

（成果の公表）

第8条 甲は本業務の内容及び成果を学会及び学術文献等に自由に公表することができる。但し、乙が書面により指定した内容及び成果は、甲は、公表する内容及び公表先について、事前に乙の書面による承諾を得るものとする。

2. 乙は原則として、本業務の内容及び成果を学会その他に公表しないものとする。但し、本契約の締結日までに既に乙が保有していた情報及び成果については、この限りでない。
3. 本業務に関する第三者の質疑に対し、甲が説明・報告等を行う場合、乙は本業務の実施者として記録の提供・説明等に関して甲に協力（以下「本役務」という）するものとする。本役務に対する乙の費用は甲の負担とし、別途精算する。

（権利義務の譲渡等）

第9条 乙は、本契約上の地位、本契約により生ずる権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し又は担保の用に供してはならない。

（変更等）

第10条 甲が本業務の進行途中に業務変更又は中止の必要があると判断したときには、甲乙協議の上、契約の内容を変更し又は中止することができる。なお、当該契約内容の変更により第4条の委託費又は第6条の契約期間に変更が生じるときは、甲乙協議してその合意に基づき、書面をもって当該変更を定めるものとする。

2. 前項の規定に基づき本業務を中止したとき、乙は、本業務に関する中止時点までの結果を書面にて、甲に対してすみやかに報告するものとし、甲乙協議の上、甲は、それまで乙が遂行した業務についての委託費その他乙の支出した費用を支払うものとする。

(守秘義務)

第11条 甲及び乙は、本契約の遂行により知り得た相手方の技術上又は営業上その他業務業の一切の情報（以下「秘密情報」という）を、相手方の事前の書面による承諾を得ずして第三者に開示してはならず、本契約の遂行のためのみに使用するものとし、他の目的に使用してはならないものとする。但し、次の各号のいずれかに該当する情報については適用しない。

- (1) 相手方からの開示を受けた時点で、既に公知であったもの。
- (2) 相手方からのかじを受ける前から、既に自ら適法に保有していたもの。
- (3) 相手方から開示を受けた後、自己の責によらず公知となったもの。
- (4) 正当な権限を有する第三者から、秘密保持義務を課されることなく合法的に取得したもの。
- (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発又は取得したもの。

(個人情報の保護)

第12条 甲及び乙は、委託業務を処理するに当たり個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報特殊特記事項」を遵守しなければならない。

(損害の賠償)

第13条 甲又は乙は、相手方が本契約の定めに違反し自己に損害を与えた場合は、相手方にその損害の賠償を請求することができる。

(契約の解除)

第14条 甲又は乙は、天災その他の責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2. 相手方が次の各号の一に該当するときは、甲又は乙は、催告その他何らの手続きを要することなく、本契約を即時に解除することができる。
 - (1) 本契約の全部若しくは一部に違反し、相当の期間を定めた是正の催告を受けたにもかかわらず、これを是正しないとき又は本契約の全部若しくは一部を履行することができないと認められたとき
 - (2) 差押、仮差押、仮処分、競売若しくは租税滞納処分を受け、又は特別清算、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の原因となる事由が生じたとき
 - (3) 監督官庁より営業停止等の行政処分を受けたとき
 - (4) 手形又は小切手を不渡りとしたとき、その他支払停止状態に至ったとき
 - (5) 暴力団、暴力団員、総会屋等の反社会的勢力に属し又はそれらの反社会的勢力と何らかの関係があると認められるとき
3. 甲は、乙が次のいずれかに該当するときは書面により乙へ勧告し、1月の予告期間をもっても是正が認められない場合は、この契約を解除することができる。
 - (1) 乙が委託期間内に委託業務を履行しないとき、乙は履行の見込みがないと甲が認めるとき。
 - (2) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。
 - (3) 乙が故意または重大な過失により甲に損害を与えたとき。
 - (4) 乙が第5条1項ならびに第11条から第12条の規程に違反したとき。
4. 前項に基づく本契約の解除は、解除した当事者による解除された当事者に対する損害賠償の請求を妨げない。

(暴力団等の反社会的勢力の排除)

第15条 甲及び乙は、自己又は自己の代理人が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という）

- (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (4) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (6) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 甲及び乙は、相手方が前各項に違反したときは何ら催告を要せず、直ちに本契約を解除できるものとする。この場合、解除された者に損害が生じても、何らこれを賠償ないし補償することは要せず、またかかる解除により損害が生じたときは、解除された者は相手方にその損害を賠償する責めを負う。

(疑義の解釈)

第16条 本契約に定めのない事項及び本契約の各条項について疑義が生じた事項については、甲、乙協議の上、双方誠意をもって解決にあたるものとする。

(合意管轄)

第17条 本契約に関する一切の訴訟は、被告の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和X年X月X日

甲：静岡県静岡市清水区日の出町9番25号
清水マリンビル2階
一般財団法人マリンオープンイノベーション機構
代表理事 松永 是

乙：

(別記)

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

第2 取得の制限

乙は、委託業務を処理するため個人情報を取得するときは、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第3 安全管理措置

乙は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第4 従業者の監督

乙は、その従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要な監督を行わなければならない。

第5 再委託の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、個人情報の取扱いを第三者に委託してはならない。

第6 複写又は複製の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、委託業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第7 資料等の廃棄

乙は、委託業務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが作成し若しくは取得した個人情報が記録された資料等を、この契約終了後直ちに廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第8 目的外利用・提供の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第9 取得状況の報告等

甲は、必要があると認めるときは、個人情報の取扱状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

第10 事故発生時における報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

以上